

8 豊 監 査 第 29 号
令和 8 年 8 月 24 日

豊橋市長 長 坂 尚 登 様

豊橋市監査委員	鈴 木 教 仁
同	野 口 洋
同	石 河 貫 治
同	及 部 克 博

令和 7 年度豊橋市内部統制評価報告書
審査意見について

地方自治法第 150 条第 5 項の規定により審査に付された令和 7 年度豊橋市内部統制評価報告書を審査したので、その結果について次のとおり意見を提出します。

令和 7 年度豊橋市内部統制評価報告書に関する審査意見

第 1 審査の対象

令和 7 年度豊橋市内部統制評価報告書（以下、「評価報告書」という。）

第 2 審査の実施場所及び日程

審査の区分	実施場所	日 程
監査委員事務局による審査	監査委員事務局執務室	令和 8 年 7 月 13 日～令和 8 年 8 月 16 日
監査委員による審査	監査委員室	令和 8 年 8 月 3 日、8 月 17 日

第 3 審査の方法

審査に付された評価報告書について、豊橋市監査基準に準拠して関係部局等の説明を聴取するとともに、その他監査等において得られた結果も活用して、評価手続及び内部統制の不備が重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われていたかについて審査した。

第 4 審査の結果

評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。

第 5 備考

評価結果に記載された運用上の重大な不備は以下の 2 件である。

- 1 地域型保育給付費の算定誤りによる過払い
- 2 少額随意契約における不適切な事務処理

第 6 審査結果を踏まえた付記意見

当年度は、内部統制の運用開始から 6 年目であったが、前年度に引き続き内部統制が有効に運用されていないと判断されている。不備のあった事例について、その要因や再発防止策の全庁共有の徹底とともに、内部統制の目的、基本方針及び運用方法を改めて全庁に周知することにより、内部統制が有効に運用されるよう努められたい。